

やま と

民商しんぶん

中小業者が希望の持てる 新時代を切り開こう

発行者 **大和民主商工会**
 〒 242-0006 神奈川県大和市南林間1-7-7
 TEL 046-274-3361 FAX 046-274-7129
 E-Mail info@yamatominsho.jp
 HP http://www.yamatominsho.jp

会費の15日納入にご協力下さい

県へ要請

全ての業種に

規模と
売上げ減少額に応じた

十分な支援を!

今回の緊急事態宣言では、神奈川県では、夜間営業のお店の時短や休業に対して、1日6万円、2月7日までの合計では162万円が給付されることになり、関連の業種には法人で40万円、個人業者には20万円が給付されることになり、大和民商では11日に緊急に役員が集まり、約40件の飲食店の会員読者に、県の時短、休業協力金の中身や、

影響はごうですか?
 発令となつていますが、会員の皆さんのお店や、お仕事への影響はごうですか?
 1月12日から緊急事態宣言の発令となつていますが、会員の皆さんのお店や、お仕事への影響はごうですか?
 1月12日から緊急事態宣言の発令となつていますが、会員の皆さんのお店や、お仕事への影響はごうですか?



役員が手分けして飲食の会員への緊急の連絡

必要資料の準備などをお知らせしました。
 これらの動きは、民商・全商連などの運動の成果ではありませんが、飲食関連以外の圧倒的多数の中小業者には全く手を差し伸べられていないわけで、持続化給付金や家賃支援給付金などの再給付などの緊急性が一層増しています。

神奈川県に

要請書を提出

民商の県連では1月14日、神奈川県に下記の申し入れを行いました。
 この申し入れは県の中小企業関係部署の3名の課長が対応して



(県側に要請書を提出)

新型コロナ感染症の再拡大から

- ① 中小業者の営業と生活を守る支援を求める要請内容
 すべての業種を対象に事業規模や売上減少の割合に応じ、事業を維持するために必要な給付金を
- ② 国にも要求し、必要な財源を確保すること
- ③ 市町村とも協力し申請と相談ができる窓口を設置すること
- ④ 資金繰り支援の強化、
- ⑤ PCR検査の強化と医療機関への減収補填を行うこと

下さり、県連の山岸副会長、三浦事務局長が趣旨説明し、参加した民商のから発言も受けて、
 八尋課長(産業労働局企画調整課長は「県側も中小業者の実態についてはみなさんと同じ認識で政府に対して財源を要求している」と回答しましたが、協力金の早期の支給など

は「努力をするがむずかしい」としました。
 1月〜3月は通常の年でも、確定申告で忙しい上に、昨年受け取った給付金などの処理、さらに今回の時短・休業協力金の申請と大変な時期ですが、中小業者の実態を出し、要求の実現を求めて行きますよ。

今年の確定申告の注意点

今年も確定申告の時期が近付いてきました。

前回と大きく異なる点は持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、神奈川県、各市からの協力金等を受け取った方は、その金額を雑収入として総収入に含める必要があります。(消費税は不課税です) 経済産業省や各自治体から送られ

てきた給付の通知は大切に保管しておいてください。※特別定額給付金の一律10万円は非課税なので計上する必要はありません。現在各支部の確定申告の学習会・計算会などは調整中です、日程が決まり次第、改めてお知らせいたします。

会員紹介コーナー



大和駅から徒歩3分小田急線の線路沿いの場所に「いざかや末」はあります

このお店は当時サラリーマンをしていたお父さんの末次さんが退職を機に2003年に開業しまし

た。末次さんは以前から居酒屋を開店するのが夢だったそうです。

社長である理江さんにお店の売りをお聞きすると「基本居酒屋なので刺身、焼き物、煮物なんでもやりますがやきとりには自信がありますね」との事、末次さんが昼前から店に入り丁寧に下処理をする焼き鳥はお客様に好評との事です。今回入会に至った経緯は、2月に大和民商でおこなった「なんでも相談会」のお知らせ・拡大行動で役員・事務局で大和駅周辺の飲食店を訪問した際に飛び込みで訪



問させていただきました。その際に「給付金の申請は全部終わっていますか？」などの話の中で理江さんが「神奈川県第一弾の給付金の支給が遅れたから大和市の給付金が間に合わなかったんです」と言うので大和市の給付金は申請期限が伸びたこと、まだ申請すれば支給

されることを伝えました。さらにこのコロナ禍で困っている業者が使える制度は色々あるので一緒に解決していきたいと思います。ところ入会に至りました。社長の理江さんは「セーフピスト」の資格を持っています。それはお店に来るお客様と話しているうちにお客様がお店に来る理由はお酒を飲むのはもちろんですが抱えている悩みを話すのも店に来る理由だという事に気が付きました。そこで理恵さんはお店に来たお客様が色々な悩みを打ち明けて楽になり更に元気になって帰ってもらいたいと考え「セーフピスト」の学校に通ったとの

賀詞交歓会中止のお知らせ

毎年商売繁盛を目指し会員相互の交流を深めるため2月の第1週日曜日に開催していた「賀詞交歓会」ですが今年新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とさせていただきます。

一日も早くこの感染症が終息を向かえ、また元気に集える日を期待しています、その日が来るまで皆様どうぞ感染症対策には気を付けて日々健康にお過ごしください。

無料法律相談

大和民商では毎月一回、弁護士による無料の法律相談を行っています。ご希望の方は大和民商までお気軽にご連絡下さい。2月は日時が、まだ未定です。

お問い合わせください
(大和民商 事務所)

労働保険事務組合からのお知らせ

労働保険料第三期分の納入期限が2月1日までとなっております。

大和民商労働保険事務組合では、事業所加入（従業員がいる場合）や建設業のひとり親方労災保険の取り扱いをしております。お困りの事業主がいましたら、ぜひご相談ください。

またお知り合いでお困りの方がいましたらご紹介お願いいたします。

臨時会費納入のお願い 春の運動での飛躍を目指して

いよいよ春の運動が始まります。中小業者の営業と暮らしを守るため、大いに仲間増やしに奮闘しましょう。つきましては、会員の皆様にはこの「コロナ禍に於いて商売がきびしい中」とは存じますが、仲間増やしのための宣伝などの財源が必要

会長 鈴木普
財政部長 今井裕次